

(再審開始取消し)

袴田事件第2次再審請求即時抗告審決定に対し抗議する会長声明

東京高等裁判所第8刑事部（大島隆明裁判長）は、2018（平成30）年6月11日、いわゆる袴田事件第2次再審請求事件につき、検察官の即時抗告を認め、静岡地方裁判所の再審開始決定を取り消し、再審請求を棄却した（以下「本決定」とする。）。

袴田事件は、1966年（昭和41年）6月、袴田氏が、当時の勤務先である味噌製造販売会社の専務宅に侵入し一家4名を殺害したなどとされた事件である。袴田氏は、逮捕後、1日平均12時間に及ぶ過酷かつ違法な取調べにより自白したが、第1回公判期日で否認した後は一貫して無罪を主張した。ところが、事件発生から1年2か月後に味噌醸造タンク内から発見された、いわゆる5点の衣類が袴田氏の犯行着衣と認定され、静岡地方裁判所により死刑判決が言い渡され、1980年（昭和55年）12月、最高裁判所が上告を棄却し確定した。

第2次再審請求審において、2014年（平成26年）3月、静岡地方裁判所は、いわゆる5点の衣類に関する本田克也筑波大学教授のDNA鑑定（以下「本田鑑定」とする。）及び血痕の付着した衣類を味噌漬けにする再現実験の報告書等を新規明白な証拠として認め、さらに、5点の衣類が警察によるねつ造証拠であることの可能性まで言及、再審開始を決定し、死刑の執行停止をするとともに、「これ以上拘置を続けることは耐え難いほど正義に反する」として拘置の執行停止も認めたため、袴田氏は47年7か月ぶりに釈放された。

しかし、検察官は即時抗告を申し立て、即時抗告審では、原審で高く評価された本田鑑定の有効性及び袴田氏に対する違法な取調べの実態などが重要な争点となったが、東京高等裁判所は、原決定を取り消し、再審請求を棄却した。

本決定は、本田鑑定の有効性を検証するための実験が、裁判所の指示した検証方法に沿わない杜撰なものであったにもかかわらず、本田鑑定を否定し、新旧証拠の総合判断と言いながら、実質的には各新証拠を孤立的に評価するなど、無罪を言い渡すべき明らかな証拠かどうかについても「疑わしきは被告人の利益に」との刑事裁判の鉄則が適用されるとした最高裁白鳥決定を後退させるものである。

事件発生から52年の歳月が経過し、袴田氏は82歳である。47年以上の死刑囚としての身柄拘束下における死刑執行の恐怖は、袴田氏の心身を蝕み未だ重篤な拘禁症状から回復できていない。人道上の観点から、速やかな再審における実質審理が必要である。

当会では、2014年（平成26年）4月、再審の実質審理が開始されることを期待する旨の袴田事件再審請求事件に関する会長声明を出しているが、未だ再審が

(再審開始取消し)

開始されていないことに抗議するとともに、今後、一刻も早く再審決定がなされることを強く望むものである。

2018年(平成30年)7月11日

千葉県弁護士会

会長 拝 師 徳 彦